第１６６回

愛知県市長会議

平成２８年１０月５日(水)

開催市　犬山市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　名鉄犬山ホテル

1　開　　会　　午後1時30分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　来賓祝辞

5　議長選出

6　議案審議

7　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成27年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

8　会務報告

9　そ　の　他

10　閉　　会　　午後3時10分

（閉会後）

○　視　　察

有楽苑（国宝茶室　如庵）

サントリープロダクツ株式会社　木曽川工場

第１６６回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	地方創生推進交付金の交付率について 西尾張ブロック　提出	6
第２号議案	地方交付税の算定根拠の明確化について 知多ブロック　提出	8
第３号議案	公共施設老朽化対策に係る財政支援について 知多ブロック　提出	10
第４号議案	国庫補助金における財政力に応じた調整措置の廃止について 西三河ブロック　提出	12
第５号議案	国の新たな政策による事業の財源確保について 西三河ブロック　提出	14
第６号議案	地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施について 西三河ブロック　提出	16

第７号議案　民間資金等活用事業（ＰＦＩ事業）の推進について　18
西三河ブロック　提出

第８号議案　女性消防吏員採用における施設整備に対する財政支援について　20
西尾張ブロック　提出

第９号議案　消防用耐震性貯水槽整備への支援の拡大について　22
東尾張ブロック　提出

第10号議案　緊急輸送道路の機能確保について　24
知多ブロック　提出

第11号議案　河川、海岸における堤防・水門の耐震対策等について　26
知多ブロック　提出

第12号議案　子ども医療費助成制度の拡充について　28
西尾張ブロック　提出

第13号議案　保険医療機関の診療報酬不正請求事件に関する制度や対応の改善について　30
西尾張ブロック　提出

第 14 号議案　自転車事故による被害者救済の充実について　32
名古屋ブロック　提出

第 15 号議案　一宮西港道路の早期事業化について　34
西尾張ブロック　提出

第 16 号議案　循環型社会形成推進交付金等の確実な予算確保について　36
西尾張ブロック　提出

第 17 号議案　水道事業に対する交付金の交付率引き上げについて　38
西尾張ブロック　提出

第 18 号議案　下水道関連交付金の要望額の確保について　40
西尾張ブロック　提出

第 19 号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　42
東尾張ブロック　提出

第 20 号議案　火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について　44
東尾張ブロック　提出

第 21 号議案　学習者用デジタル教科書の無償化について　46
東尾張ブロック　提出

第 22 号議案　空調設備設置等の学校施設整備に対する財政支援の拡充について　48
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第 23 号議案　通常の学級における特別支援教育支援員に係る財政支援について　50
東尾張ブロック　提出

第 24 号議案　高等教育進学における奨学金制度の充実について　52
東三河ブロック　提出

第１号議案

地方創生推進交付金の交付率について

西尾張ブロック　提出

まち・ひと・しごと創生法（以下、「創生法」という。）に基づき、国は総合戦略及び人口ビジョンを策定する一方で、基礎自治体でも、平成２７年度までに地方版総合戦略と人口ビジョンを策定しました。

創生法施行以降、国は地方が自ら策定する総合戦略の確実な推進のため、交付率を 100％に設定した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）及び地方創生加速化交付金の各種交付金を創設しました。多くの基礎自治体は、本交付金を大いに活用して、人口減少と経済縮小という課題解決に資する事業を実施しました。

しかしながら、国は多くの基礎自治体が本格的な地方創生に着手する段階となった平成２８年度から、交付金の率を 1/2 に縮小したため、本交付金を活用し、少しずつ地方創生の歩みを進めてきた基礎自治体にとっては、大きな負担となり、極めて厳しい状況であります。

財政状況の厳しい折、一般財源による捻出は極めて難しいことに加え、地方創生推進交付金の対象事業は、「先駆性」や「隘路打開」等を要件としているため、標準的な公共サービスの提供を中心に予算執行している多くの基礎自治体の現状に鑑みると、財源には余裕などなく、市負担が必要となる新たな事業の実施は事実上不可能となり、活用が極めて困難な制度になっています。

また、制度上交付金の申請前に予算計上をする必要がありますが、交付金の対象事業として認められなかった場合、すべて自主財源となるため、自治体にとって大きな負担となります。

よって、国におかれては、**現在、1/2 となっている地方創生推進交付金の交付率を、これまでの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や地方創生加速化交付金と同様に、10/10 に引き上げるとともに、予算計上後に交付金の申請をしなければならない現行制度の見直しを講じるよう要望します。**

メ　　モ

第２号議案

地方交付税の算定根拠の明確化について

知多ブロック　提出

国庫補助金は、特定の事務事業を奨励する等、その施策を行うため特別の必要があると認められるときなどに交付され、都市自治体が事業を継続的に実施する上での貴重な財源となっています。

しかしながら、国は都市自治体へ交付する補助金を廃止し、地方交付税として措置するという対応を、社会教育施設整備費補助金、妊婦健康診査支援基金事業費補助金や後期高齢者医療制度特別対策補助金の一部の事業などで進めています。

交付税化することによって、財源と事業の関係が不明確となり、さらに交付税の算定は年度当初に行われるため、予算編成時において正確な額を見込むことが困難です。

その結果、財政力の弱い都市自治体で喫緊の課題への対応が優先され、補助金の減額によって事業の縮小、見直しを迫られているのが現状で、事業の継続性の確保が難しくなっています。

よって、国におかれては、**交付税化により補助金を廃止する際には、地方交付税総額を増額確保するとともに、普通交付税基準財政需要額の該当費目の増額分を明示するよう要望します。**

メ　　モ

第３号議案

公共施設老朽化対策に係る財政支援について

知多ブロック　提出

公共施設の老朽化への対応策として実施する施設の集約化・複合化や転用に対して創設された地方債である公共施設最適化事業債や地域活性化事業債は、その期間が平成２７年度から３年間の平成２９年度までとなっています。

しかしながら、各市町村が策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・複合化や転用については、今後、具体的な取組が進められることになり、実施時期は平成３０年度以降となることが想定されます。

また、今後、老朽化施設の大規模改修を順次進める必要がありますが、少子高齢化による人口減少、厳しい財政状況のため、大規模改修に多額の財源を捻出することは困難です。

よって、国におかれては、**公共施設の老朽化への対応策として実施する施設の集約化・複合化や転用に係る公共施設最適化事業債、地域活性化事業債の期間を延長するよう要望します。**

また、施設の大規模改修に係る補助金の創設、既存の地方債充当率や交付税算入の割合を上げるなど、新たな財政支援を講じるよう要望します。

メ　　モ

第４号議案

国庫補助金における財政力に応じた調整措置の廃止について

西三河ブロック　提出

国庫補助金の交付額算定において、学校施設環境改善交付金や保育所等整備交付金は、財政力に応じた調整措置が採用されているケースがあります。

現行の補助率等に差を設ける措置は、平成元年の「国と地方の関係等に関する答申」に基づく「団体間格差の是正」の措置の継続と認識していますが、平成２６年度税制改正、平成２８年度税制改正では地方法人課税の偏在是正が図られ、「格差是正」の状況は２５年前とは大きく異なっています。

また、こうした措置は、財政力指数が高くなるほど不利益を被る仕組みとなっており、都市自治体の創意工夫による財源確保の取組が報われないものとなっています。

よって、国におかれては、**税制改正により格差是正を図りながら、さらに、補助金においても格差を設ける措置の継続は、二重の格差是正措置となっていることから、財政力指数を根拠とした国庫補助金の補助率の調整措置の廃止を要望します。**

メ　　モ

第５議案

国の新たな政策による事業の財源確保について

西三河ブロック　提出

妊産婦・乳幼児健診や定期予防接種など国の新たな政策による事業について、当初は国庫補助負担金等での財政措置がされていましたが、後年度に地方交付税措置とされるケースがあります。

全国共通の住民生活に密着したサービスで、各自治体においては、削減不可能な経費、かつ、多額の財政負担を伴うものについては、国が責任をもって実施に必要な財源を確保することが不可欠です。

国庫補助負担金等から地方交付税措置への財源振替は、地方交付税の不交付団体にとっては、単なる国から自治体への財政負担の転嫁です。交付団体にとっても地方交付税の一部は、臨時財政対策債による借入での対応として後年度に国から措置されるものであり、必要な実支出額が当該年度に措置されるものではありません。

よって、国におかれては、**国の新たな政策による事業について、実施に必要な財源を確保すべき経費は、全額を国庫補助負担金等で全ての自治体に対して措置し、これを安易に地方交付税措置へと移行することのないよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施について

西三河ブロック　提出

昨今の日本銀行が実施しているマイナス金利政策は、金融機関の借入金利を低くし、経済活動を活発にすることが目的のひとつです。

しかしながら、地方公共団体は、昨今の低金利の借入利率からは大きくかけ離れた年利を有する残債が多数存在する状況で、特に公営企業債において顕著であり相当な財政負担となっているのが実態です。

なお、財政融資資金等の公的資金の借入は、任意の繰上償還をしても、貸し手の将来の受取利子相当分の逸失利益を補償金として支払う必要があるため、繰上償還しても支払総額はほぼ変わらない仕組みとなっています。

よって、国におかれては、**従前の地方債の公的資金補償金免除繰上償還制度について、繰上償還の対象となる普通会計債及び公営企業債に対する基準となる当該団体の実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、財政力指数及び資本費の値を緩和し、年利３％以上の残債を対象として、速やかに再実施することを要望します。**

併せて、繰上償還制度の恒久化について検討していただくよう要望します。

メ　　モ

第７号議案

民間資金等活用事業（ＰＦＩ事業）の推進について

西三河ブロック　提出

ＰＦＩ事業により新たに整備した公共施設において、県税である不動産取得税が施設の所有方式などによって、ＢＴＯ方式は課税対象外、いわゆるサービス購入型のＢＯＴ方式は特例措置により価格から1/2を控除、その他のＢＯＴ方式は特例措置がなく、同一手法で整備した施設であっても課税の考え方が異なっています。また、従来方式の公共事業として整備された公共施設においては、当然ながら不動産取得税は非課税となっています。

ＰＦＩ事業により施設を整備した場合、従来方式では課税されなかった税が課税されたり、ＰＦＩの事業方式によって税負担が変わる場合があり、税制がＰＦＩの推進や適切な事業手法の選択を妨げているという課題があります。

ＰＦＩとは、本来、自治体が自ら実施すべき事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共サービスを提供する手法であることから、従来型の公共事業、ＢＴＯ方式のＰＦＩ事業及びＢＯＴ方式のＰＦＩ事業との間で、自治体が事業ごとに最も適した事業方式を採用し得るよう、税のイコールフッティングを図る必要があると考えます。

よって、国におかれては、**自治体が実施する事業について、従来型の公共事業、ＢＴＯ方式のＰＦＩ事業及びＢＯＴ方式のＰＦＩ事業のどの事業方式を採用しても、不動産取得税が非課税となる特例措置を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第８号議案

女性消防吏員採用における施設整備に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出

消防の分野における女性消防吏員は、昭和４４年に初めて採用されて以降、年々少しずつ増加していますが、平成２７年４月１日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は約２．４％にとどまっているのが現状です。

平成２７年７月２９日付けの消防庁次長通知「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」にあるように、国においては消防サービスの向上、消防組織の活性化のため、女性消防吏員の計画的な増員と、そのための消防庁舎等の計画的な施設整備を推進しています。

現在、江南市では女性消防吏員はいませんが、女性が活躍することにより、住民サービスの向上、消防組織の強化につながることから、積極的に採用を行う方針です。

しかしながら、当市消防施設には女性専用のトイレ、浴室、更衣室、仮眠室等がなく、大規模な施設改修が必要となるため、厳しい財政状況のもと、事業を進める上で喫緊の問題となっております。

よって、国におかれては、**平成２８年度より消防署所等における女性専用施設の整備に対して、特別交付税により支援予定とのことですが、女性消防吏員を増加させ、活動の場を広げるために、さらなる財政支援の拡充を検討していただくよう要望します。**

メ　　モ

第９号議案

消防用耐震性貯水槽整備への支援の拡大について

東尾張ブロック　提出

消防用耐震性貯水槽整備については、国の補助事業である社会資本整備計画の都市防災総合推進事業により整備を進めてきました。

また、消防防災施設整備費補助金では、豊明市で設置している４０㎥の耐震性貯水槽が補助対象施設となっていますが、事業費に満たない基準額が定められているうえ、１基の設置では要件を満たさず補助対象となりません。

南海トラフ巨大地震が危惧されている中、平成２６年１０月に総務省消防庁の消防水利の基準が一部改正され、耐震性を有する消防水利を計画的に配置するよう求められ、本市においても未整備区域解消のため、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

しかしながら、市の財政が厳しい折、各都市自治体においては、国の財政支援なく、耐震性を有する消防水利を計画的に配置することは困難な状況です。

よって、国におかれては、**消防用耐震性貯水槽整備について、消防防災施設整備費補助金の補助対象施設の基準額の引き上げ及び対象要件の緩和など、財政支援を拡大するよう要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

緊急輸送道路の機能確保について

知多ブロック　提出

南海トラフを震源とする大規模地震が発生した場合、名古屋市を中心とした人口稠密な市街地や沿岸部及び濃尾平野に広がる海抜ゼロメートル地帯への津波浸水などの要因から、甚大な被害が広域に及ぶことが予想され、物資輸送や患者搬送も行政界を繋いで行く必要があります。

また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を受け、愛知県は「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を策定し、地域の物資集積拠点への搬送計画も明らかとなりました。

このため、市域を繋ぐ緊急輸送道路について、橋梁の耐震対策を講じるとともに、ゼロメートル地帯の橋梁の取付部については、大規模地震発生時の液状化による沈下の抑制や、段差の速やかな処理が必要になります。

よって、国におかれては、**大規模地震時において応急復旧や患者搬送、物資輸送に必要となる緊急輸送道路の内、国・県が管理する第１次並びに第２次緊急輸送道路の一層の耐震化を進めるとともに、大規模地震発生後には、被害を受けた緊急輸送道路を速やかに復旧することができるよう体制を整備されることを要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

河川、海岸における堤防・水門の耐震対策等について

知多ブロック　提出

平成２６年５月に愛知県より発表された南海トラフの巨大地震による被害想定においては、沿岸部の市街地で津波による多くの浸水被害が想定されています。浸水被害を最小限に食い止めるためには、堤防の耐震化や嵩上げとともに、樋門・水門を津波到達前に確実に閉鎖することが必要で、一人の犠牲者も出さないことが最優先事項です。

愛知県では、東日本大震災の教訓や地震被害予測調査結果を踏まえ、地震から県民の生命・財産を守る強靭な県土づくりを目指し、「第３次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、堤防の耐震化や嵩上げ及び樋門・水門の耐震化と自動閉鎖化・遠隔操作化を計画的に推進していくこととしています。

地震・津波対策は本地域にとって喫緊の課題であり、国の財政支援を得て、確実な推進を願うものであります。

よって、国におかれては、**南海トラフの巨大地震により、多くの津波被害が想定されることから、住民の生命・身体・財産を守り安全で安心な生活がおくれるよう、堤防の耐震化や嵩上げ及び樋門・水門の耐震化と自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう予算を確保していただくよう要望します。**

メ　　モ

第１２号議案

子ども医療費助成制度の拡充について

西尾張ブロック　提出

愛知県内の都市自治体の子ども医療費助成制度は、県の補助制度をベースに上乗せする形で助成をしており、平成２８年４月１日時点で、通院について小学校卒業までが全５４団体、中学校卒業までが５３団体となっています。その内、世帯の所得制限を設けず、すべての子どもを対象に、かつ自己負担額すべてを補助している団体は、小学校卒業までが５１団体、中学校卒業までが４６団体となっています。

県内自治体は、競うように助成対象者の年齢の引き上げを行っており、都市自治体にとって上乗せ助成の財政的負担は大きく、また自治体間で大きな格差が生じています。

よって、国におかれては、**どの地域においても子育てを安心してできるように、子ども医療費を義務教育終了時まで無料化するよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

保険医療機関の診療報酬不正請求事件に関する
制度や対応の改善について

西尾張ブロック　提出

保険医療機関の診療報酬不正請求が発覚したため、犬山市内の病院が、国・県の指導の下自主点検をし、平成２６年１０月に１５億円余りの不正請求の返還同意書を提出しましたが、調査開始から１年余りを要しました。なお、同病院は、平成２６年２月に保険医療機関の取り消し処分を受けました。

返還同意書の提出と同時期に、破産手続きが開始され、犬山市が債権の届出をするまで、時効が進行しましたが、返還金算定にかなりの時間を要しました。

返還金請求権の時効について、破産管財人は、民間保険者は民法に基づき１０年、自治体保険者は地方自治法に基づき５年を主張したため、当市の債権の内、約７割にあたる5,300万円が時効とされました。

そのため、返還金の時効について、法に明示規定がないため、当市では、民間保険者と同様に民法に基づき時効は１０年と主張し、破産管財人との間で時効の見解を争っています。

なお、同病院は、別に不正請求をした三河地方の病院とかつてグループ病院であり、不正額も巨額に上り、人事交流も行われていたため、故意による不正が疑われています。

このような、保険医療機関の診療報酬の不正請求について、損害を被るのは納税者であり、現行制度の不公平や不備を改善する必要があると考えます。

よって、国におかれては、**保険医療機関の診療報酬不正請求について、防止する仕組みの強化、質問・検査権を有する機関による告発の取り扱いの厳格化及び監査後の不正請求額算定の迅速化を講じるとともに、不正請求額の返還請求権の時効期間を１０年にすることを法令により定めるよう要望します。**

メ　　モ

第１４号議案

自転車事故による被害者救済の充実について

名古屋ブロック　提出

自転車は、運転免許が必要なく、手軽で便利な乗り物であり、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。

一方で、平成２７年中に自転車が第１・第２当事者となった事故は全国で98,700件発生しており、そのうち自転車対歩行者の事故は2,506件となっていますが、自転車事故の加害者が任意保険である賠償責任保険に加入しておらず、被害者救済が行われない事例が発生しています。

中央交通安全対策会議が平成２８年３月に策定した「交通安全基本計画」においては、「被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を加速化する」としています。

しかしながら、現状の任意保険である賠償責任保険は、日常に発生する賠償責任に備えるものが多く、自転車事故による賠償責任が対象となっているかが明示されていない場合があることから、自転車利用者がどの保険に加入していいか分からず、加入できない場合があります。また、加入者本人が自転車事故による賠償責任が対象となることを認識できておらず、速やかな被害者救済が図られない場合があります。

よって、国におかれては、**自転車事故による被害者が救済を受けられる制度の創設等について検討するとともに、自転車事故による賠償責任を補償する任意保険に加入しやすい環境づくりを推進することを要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

一宮西港道路の早期事業化について

西尾張ブロック　提出

西尾張地域では、道路等インフラ整備の遅れもあり、地域経済力が低下し、都市としての成長力が弱まっています。

こうした中、一宮西港道路整備は、地域相互の交流促進に繋がり、地域社会の発展・開発に与える効果は図り知れないものであります。

また、西尾張の南部に位置する地域は、我が国最大の海抜ゼロメートル以下の地域であり、大規模災害時には河川海岸堤防の崩壊・沈下を原因とする浸水被害が危惧されていますが、一宮西港道路の整備は、災害時の避難経路や救援活動としての役割を担うことを期待されている道路であることから、早期の事業化が望まれています。

よって、国におかれては、**一宮西港道路は、平成１０年６月に地域高規格道路の「計画路線」に指定された県内１２路線のうちの１路線であるにもかかわらず、その後の進捗が滞っており事業化の目途が立っていないことから、海抜ゼロメートル地帯における災害時の避難経路や救助活動の主軸となるという観点からも吟味され、早期の事業化を要望します。**

併せて、一宮西港道路は西尾張地域全体の発展に繋がる主要道路であるため、道路名称を「尾張西港道路」に変更していただくよう要望します。

メ　　モ

第１６号議案

循環型社会形成推進交付金等の確実な予算確保について

西尾張ブロック　提出

平成２８年３月２５日に開催された犬山市、江南市、大口町、扶桑町の２市２町で構成する「尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第１小ブロック会議」において、江南市中般若町北浦地内が新ごみ処理施設の建設地に決定されたことを受け、平成２９年度以降、循環型社会形成推進交付金等を活用し、事業を実施する予定です。

現在、江南市、大口町、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合の焼却施設は稼働している県内の施設で最も古く、また、犬山市の焼却施設はその次に古く、共に稼動から３４年が経過しています。

そのため、施設維持に毎年多額の修繕費を払っていることに加え、排出ガス等に古い基準が適用されているため、環境保全上の観点からも、可及的速やかに新ごみ処理施設を建設することが求められています。

しかしながら、その整備には多額の費用を要することから、財政状況が厳しい中、循環型社会形成推進交付金等による国の支援は欠かすことができません。

よって、国におかれては、**交付金が要望額どおり交付されない場合、計画的な施設整備が実施できず、一般廃棄物の処理に支障が生じることが懸念されるため、循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するよう要望します。**

メ　　モ

第１７号議案

水道事業に対する交付金の交付率引き上げについて

西尾張ブロック　提出

南海トラフ巨大地震の発生が予想されるなか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する「国土強靭化基本法」の方針に基づき、ライフラインの被害を最小限に抑えることが要求されています。このようなことを踏まえ、災害等緊急時における給水拠点を確保するため、水道施設の耐震化は急務です。

しかしながら、水道事業においては給水人口の減少、節水器具の普及、さらには節水意識の高まりにより水道料金の増収が見込めない状況にあり、浄水場や水道管路の耐震化を進めるための財源確保が厳しくなっています。

よって、国におかれては、**生活基盤施設耐震化等交付金の総額予算の引き上げ及び緊急時給水拠点確保等事業に係る交付率の引き上げを要望します。**

メ　　モ

第１８号議案

下水道関連交付金の要望額の確保について

西尾張ブロック　提出

下水道事業において都市自治体が取り組むべき事業は「未普及解消」、「地震対策」、「浸水対策」、「老朽化対策」、「合流改善対策」と多種にわたり、多額な事業費を要することから、社会資本整備総合交付金を始めとした国からの支援に大きく依存し長期的・計画的に事業に取り組んでいる状況です。

未普及解消事業については、農林水産省、国土交通省、環境省の３省合同で国より示された今後１０年程度を目途に下水道整備を概ね完了させる方針により、各下水道事業体の計画にしたがって事業に取り組んでいます。

目標達成のために要望額を増加しておりますが、国の交付金予算は前年度と同額となっています。今年度の県内市町村配分額は前年度と比べ９．１％増額していただきましたが、要望額に対しては７５％と大幅に削減されたため、必要な財源が確保できず事業計画の達成が困難な状況です。

一宮市においては、下水道普及率は平成２７年度末で６６．２％と愛知県平均よりも低く、未普及解消にも事業費を投入し推進していかなければなりませんが、平成２８年度の内示により事業費５．４億円余を翌年度以降に先送りしなければなりません。

このような状況の中では、未普及解消の事業進捗が計画より大きく遅れることになり、住民が下水道整備による便益を享受できなくなります。また、地震対策、浸水対策などの遅れは、住民の生命・財産を危険にさらすことにもつながります。

よって、国におかれては、**都市自治体に配分される下水道事業に係る社会資本整備総合交付金や防災安全交付金について、要望額による全額交付を行うよう要望します。**

メ　　モ

第１９号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

東尾張ブロック　提出

大正から第二次世界大戦後にかけて、亜炭鉱は貴重な燃料として大規模に採掘され、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。

しかしながら、石油などの輸入の増大により、昭和４０年代に閉鎖されました。閉鎖後の亜炭鉱廃坑では、度々陥没があり、近年では春日井市の公園内で大規模な陥没が発生しました。

陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応ではあまりに遅いため、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせるよう、調査や充填工事等にかかる費用に対する支援制度が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する支援制度の創設と継続的な支援を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第２０号議案

火葬場施設整備等に対する国庫補助制度の創設について

東尾張ブロック　提出

超高齢社会に突入した日本は、葬儀執行において希望の火葬時間が確保できないために、何日も待たされる「葬儀待機問題」が現実に起きるようになりました。

人生の終焉の場である火葬場は、火葬率がほぼ100％となった今日においては、住民生活に深い関わりを持つ、地域社会に必要不可欠な都市施設ですが、現実的に火葬場が不足している状況があります。

都市近郊の住宅密集で、地域住民の理解が得られにくい火葬場施設を整備するうえでは、無臭・無煙という周辺環境への配慮、省エネルギー化など近代的な高規格機能が施設に求められるため、整備費そのものが高額になる傾向がありますが、火葬場の施設整備に対する国庫補助制度はなく、昨今の厳しい地方財政の状況では、火葬場整備が未着手である自治体が少なくありません。

既に整備された多くの火葬場についても、耐用年数を迎える時期にある中、延命利用を図るべく長寿命化計画の推進や住民ニーズに応えるための施設整備費が自治体に求められており、これらの課題を解決するための多額な財政負担が重くのしかかり、厳しい地方財政を更に圧迫しています。

さらに、社会生活における必要不可欠な火葬場は、長きにわたり維持管理費や修繕費など経常的な経費が必要であり、地方財政に大きな負担を強いることになります。

よって、国におかれては、**火葬場施設の整備、運営管理及び修繕にかかる国庫補助制度等の創設を要望します。**

メ　　モ

第２１号議案

学習者用デジタル教科書の無償化について

東尾張ブロック　提出

現行制度においては、児童生徒が日常使用する教科書は紙媒体で制作されたもののみが認められている一方で、近年においては、デジタル教科書が教科書発行者から補助教材として制作され、学校等において普及しています。

平成２８年６月２日に、文部科学省の有識者会議「デジタル教科書の位置付けに関する検討会議」が開催され、現在副教材として位置づけられているデジタル教科書を、次期学習指導要領が実施される２０２０年度から正式な教科書として導入することが望ましいと報告していますが、デジタル教科書を導入する場合には、児童生徒に対する一人一台の情報端末の整備やネットワーク環境の整備等が必要になります。

しかしながら、検討会議中間まとめでは「紙の教科書とデジタル教科書の双方を義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づく無償措置の対象とすることは、直ちには困難であると考えられる。」とされています。

よって、国におかれては、**デジタル教科書を教科書として認めるのであれば、導入するか否かは各自治体、各教育委員会が選択することを前提として、一刻も早い関連法の整備とデジタル教科書の無償化を要望します。**

メ　　モ

第２２号議案

空調設備設置等の学校施設整備に対する財政支援の拡充について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

尾張旭市の学校施設においては、緊急性の高い特別教室への空調設備を整備してきたため、児童生徒が１日の大半を過ごす普通教室は未整備となっており、保護者などからは、快適な学習環境の整備を求める声が多く寄せられています。

しかしながら、普通教室への空調設置となると、莫大な費用が必要となり、国の学校施設環境改善交付金の補助３分の１、そして現在の補助単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設の大半は、昭和４０年代、５０年代に設置されており、老朽化対応が深刻な課題となっているため、老朽化の進む校舎やトイレの大規模な改修が必要となります。しかしながら、平成２７年度補正予算を含めた平成２８年度の国の公立学校施設整備費は、都市自治体の計画額を大幅に下回っており、大規模改造事業に対する学校施設環境改善交付金の採択は、大変厳しい状況となっております。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設置や老朽化に伴う大規模改造事業に対する都市自治体の計画事業量に見合った財政措置を図るとともに、交付金の充当並びに補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価の引き上げなど、国庫補助制度を拡充するよう要望します。**

メ　　モ

第２３号議案

通常の学級における特別支援教育支援員に係る財政支援について

東尾張ブロック　提出

小中学校には、発達障害であると診断されている児童生徒やその疑いのあるとされている児童生徒が多数おり、特別支援教育が必要な児童生徒は、特別支援学級もしくは通常の学級に在籍しています。

豊明市では３３人の特別支援教育支援員を配置し、うち１７人が特別支援学級に、１６人が通常の学級にいる児童生徒の対応にあたっています。

しかしながら、近年、発達障害もしくはその疑いのあるとされている児童生徒の数は増加傾向にあり、特別支援教育支援員が不足している状況です。

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな教育が求められている学校現場からは、特別支援教育支援員のさらなる増員の要望が強く出されており、また、多くの保護者からも、特別支援教育支援員による支援への大きな期待が寄せられています。

そのため、今後も当市としては、特別支援教育支援員の増員を進めていく予定ですが、さらなる増員等を行うための市の負担は多大であり、国による財政面の支援の充実が必要不可欠です。

よって、国におかれては、**通常の学級における特別支援教育支援員の配置について、積極的に財政支援を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第２４号議案

高等教育進学における奨学金制度の充実について

東三河ブロック　提出

世帯の平均所得金額が年々減少する一方で、大学の授業料及び入学料は高止まりしていることなどを背景に、奨学金を希望する学生は増加しています。

しかしながら、卒業後の奨学金の返済が重くのしかかり、就職してもなお困窮した生活を余儀なくされる若者も多いとされます。こうした家庭の経済事情に関わらず、誰もが希望する大学や専修学校等へ進学できるよう、奨学金制度の拡充が必要です。

加えて、地方の大学を卒業した若者が首都圏へと流出する現状に鑑み、地方の大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍する、そうした人材定着にも資するような奨学金制度となることが望ましいと考えます。

よって、国におかれては、**経済的に困難を抱える若者の進学を支えるため、給付型奨学金制度の早期創設と貸与型奨学金制度の拡充を要望します。**

また、その制度設計においては、地方創生の観点から、卒業後の地元での就職に対してインセンティブにもなるよう配慮していただくよう要望します。

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 平成２７年度決算の承認について

(3) 次回開催市の決定について

第１６６回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛　知　県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	中　西　　肇
総　務　部　長	篠　田　信　示
市町村課長	矢　野　浩　二

犬　山　市

犬山市議会議長	堀　江　正　栄

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	大野紀明
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	片岡恵一
碧南市	市長	禰冝田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（犬山市）　副市長　小澤正司
愛知県市長会事務局　事務局長　戸田正彦

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１３年春以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３５	平成13年 4 月17日	稲沢市	稲沢市勤労福祉会館
１３６	平成13年10月 5 日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4 月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3 日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5 月 8 日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2 日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5 月 7 日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6 日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4 月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4 日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4 月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5 日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5 月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3 日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4 月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2 日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4 月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4 月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5 日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5 月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4 月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3 日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4 月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3 日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4 月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2 日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5 月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1 日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4 月21日	蒲郡市	ホテル竹島

（注）第１３４回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。
（顧　　問）

第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

2　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。

（委　　任）

第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則

1　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。

2　削　除

3　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則

この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年５月７日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。

附　則

この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。

ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。

附　則

この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。

附　則

この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

5　市　ま　で　　1

6市から10市まで　　2